伊丹市上下水道局発注工事の検査事務取扱要領

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項、伊丹市水 道事業、工業用水道事業および下水道事業契約に関する規程(昭和62年水管規程第3号。以 下「規程」という。)の規定に基づき伊丹市上下水道局(以下「本局」という。)が発注する工 事における請負契約の適正な履行を確保するため、検査の実施に関し必要な事項を定めるもの とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
 - (1) 監督員 伊丹市上下水道局工事監督要領第2条第1号に定める職員をいう。
 - (2)受注者 伊丹市上下水道局工事監督要領第2条第4号に定める者をいう。
 - (3)検査員 請負契約を締結した工事の検査を行うため、第5条の規定に基づき指名された職員をいう。

(検査の種類)

- 第3条 この要領において、検査とは、次の各号に定めるものをいう。
 - (1)随時検査 工事の工程において経営企画課長又は工事担当課長が検査の必要があると 認めたときに行う検査をいう。
 - (2)出来高検査 工事の途中において部分払の請求、又は工事の中止、若しくは打切りにより検査が必要となり、これに係る工事の出来高を確認するために行う検査をいう。
 - (3) 部分完成検査 工事途中において、工事の一部が完成したことにより、当該完成部分の使用、又は供用を必要とするために行う検査をいう。
 - (4) 完成検査 工事が完成したときに行う検査をいう。

(検査実施の区分)

- 第4条 経営企画課は、本局が発注する別表に掲げる以外の全ての工事について検査を行うものとする。
- 2 別表に掲げる工事の検査については、工事担当課において行うものとする。

(検査員の指名)

- 第5条 前条第1項の検査を行うときは、経営企画課の職員のうちから課長が指名する。
- 2 前条第2項の検査を行うときは、工事担当課の職員(原則、主査以上の技術職員)のうちから管理者が指名する。

第2章 経営企画課の検査

(検査の請求)

第6条 工事担当課長は、工事検査請求書(様式第1号)に検査に必要な書類を添えて検査予定 日の3日前(土曜、日曜、祝日および年末年始の休日を除く。)までに経営企画課長に提出しな ければならない。また、工事の途中において検査員の確認を受けるときも同様とする。

(検査実施の通知)

第7条 経営企画課長は、前条の請求を受理したときは、速やかに検査の実施日時を工事担当課 長に工事検査通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

(検査の実施基準)

第8条 検査員は、契約書および設計図書等、並びに別に定める工事検査技術基準に基づき厳正 な態度をもって、公正かつ綿密に検査しなければならない。

(検査の立会い)

第9条 検査員は、当該工事の監督員および受注者等の立会いのうえ、検査を行わなければならない。

(破壊等による検査)

第10条 検査員は、検査の実施に当たり必要と認めるときは、監督員および受注者に対して、 検査目的物の一部の破壊(必要最小限度の破壊)等、必要な措置を要求することができる。ま た、説明もしくは書類の提出を求めることができる。

(検査の中止等)

- 第11条 検査員は、次の各号に掲げる事由により、適正な検査ができない場合は、当該工事の 検査を中止又は取り止めることができる。
 - (1) 受注者が検査員の指示に従わないとき、又は検査を妨害したとき。
 - (2) 検査に立会うべき者が立会わないとき。
 - (3) 検査に必要な書類等が提出されない等、検査員が中止又は取り止めに相当すると判断したとき。
- 2 検査員は、前項の規定により検査を中止又は取り止めたときは、直ちに経営企画課長に検査 中止報告書(様式第3号)により報告し、その指示を受けなければならない。

(工事の手直し等)

第12条 検査員は、検査の結果、工事の施工が設計図書等に適合しないと認められるものがあるときは、手直し等を要する事項および完了すべき期限等を、受注者および工事担当課長に指示するとともに経営企画課長に報告しなければならない。

(再検査)

第13条 検査員は、受注者および工事担当課長から手直し工事完了届(様式第4号)の提出を受けたときは、速やかに再検査を実施し、手直し工事検査報告書(様式第5号)により経営企画課長に報告しなければならない。ただし、手直し等が軽易かつ僅少であるものについては、監督員において手直し等を確認し、手直し工事検査報告書(様式第6号)をもって検査に代えることができる。

(検査結果の報告)

第14条 検査員は、検査後速やかに工事完成検査報告書(様式第7号)を作成し、管理者に報告しなければならない。ただし、完成検査以外の検査においては、工事完成検査報告書等の作

成を省略することができる。

(検査結果の通知)

第15条 経営企画課長は、検査員から工事完成検査の結果の報告を受けたときは、遅滞なく工事担当課長に工事完成検査結果通知書(様式第8号)により検査結果を通知しなければならない。

(工事成績の評定等)

第16条 検査員は、完成検査終了後、別に定める工事成績評定要領により工事成績の評定を行い、経営企画課長に提出しなければならない。

(検査台帳の整備)

第17条 経営企画課長は、検査結果を明確にしておくため、検査台帳その他必要な書類を整備しなければならない。

(工事の中止等異例事態の通知)

第18条 工事担当課長は、工事施工の中止、その他異例の事態が発生した場合は、直ちにその 概要および理由を経営企画課長に通知しなければならない。

第3章 工事担当課の検査

(経営企画課の検査規定の準用)

- 第19条 第8条から12条までの規定は、工事担当課における検査の実施について準用する。 この場合において、第11条から第12条中「経営企画課長」とあるのは「工事担当課長」と、 第12条中「受注者および工事担当課長」とあるのは「受注者」と読み替えるものとする。 (再検査)
- 第20条 検査員は、受注者および監督員から手直し工事完了の報告を受けたときは、速やかに 再検査を実施し、設計図書等に適合していることを確認しなければならない。

第4章 雑則

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、検査に関し必要な事項、経営企画課長が別に定める。

付 則

- この要領は、平成26年 4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年10月1日から施行する。
- この要領は、平成27年 4月1日から施行する。
- この要領は、平成31年 4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

工事担当課において行う検査

- 1 当初契約金額が1,000万円未満の工事
- 2 単価契約による工事
- 3 施設の維持管理を目的とした工事のうち、経営企画課長が必要でないと認めるもの
- 4 災害時における緊急の工事
- 5 施設や構造物の解体を目的とした工事で、出来形の評価ができないもの
- 6 以上のほか、経営企画課長が必要でないと認める工事

経営企画課長 様

(工事担当課長)

工事検査請求書

下記工事について検査の執行を請求します。

検査の種類	完成検査・随時検査・出来高検査・部分完成検査・手直し検査						
検査希望日	年 月 日 時 分						
工 事 名	工事						
工事場所	伊丹市						
契約工期	年 月 日 ~ 年 月 日						
受注者名	現場代理人 主任(監理)技術者						
主任監督員名	技術職員						
検査立会人	発注者: 主任監督員・総括監督員 受注者: 代表者・現場代理人・主任(監理)技術者・現場員						
備考	(随時検査の場合は検査項目を記入)						

(工事担当課長)

様

経営企画課長

工事検査通知書

月 日付けで請求のあった下記工事の検査を執行しますので通知します。

記

- 1. 検査の種類 完成検査 随時検査 出来高検査 部分完成検査 手直し検査
- 2. 検査日時 年月日 時 分
- 3. 工 事 名 工事
- 4. 受 注 者 現場代理人
- 5. 備 考

経営企画課長 様

検 査 員

印

検査中止報告書

月 日付けで通知していた下記工事の検査を次の理由により、中止しましたので報告します。

工 事 名

工事場所

契約工期 年 月 日 ~ 年 月 日

受 注 者現場代理人主任(監理)技術者

検査年月日

検査の種類 完成検査 随時検査 出来高検査 部分完成検査

手直し検査

中止理由

(工事担当課長)

様

 受注者

 住 所

 氏 名
 印

 現場代理人
 印

手直し工事完了届

月 日付けで指示された下記工事の手直しは、指示のとおり完了しましたのでお届けします。

工 事 名					工事	
工事場所	伊丹市					
請負額						
手直し工事 完 成 日		年	月	日		
手直し工事 (指示事項)						
備考						

^{*} 打合せ検査簿の写しおよびその他指示された資料を添付

経営企画課長 様

検 査 員

印

手 直 し 工 事 検 査 報 告 書

下記工事の手直しについて検査したところ指示のとおり完成していることを認めます。

工事名	工事
工事場所	伊丹市
受 注 者	現場代理人 主任(監理)技術者
請負額	
手直し工事 完成確認日	年 月 日
指示事項	
備考	

^{*}工事完成検査結果通知書の写しおよびその他指示された資料を添付

経営企画課長 様

(工事担当課長)

印

手 直 し 工 事 検 査 報 告 書

下記工事の手直しについて検査したところ指示のとおり完成していることを認めます。

工事名					工事
工事場所	伊丹市				
受 注 者				現場代理人 主任(監理)技術者	
請負額					
手直し工事 完成確認日		年	月	日	
指示事項					
備 考					

^{*} 工事完成検査結果通知書の写しおよびその他指示された資料を添付

様式第7号(第14条関係)

管理者		経営企画 課長		検査員

工事完成検査報告書

年 月 日

伊丹市上下水道事業管理者 様

検 査 員

印

下記工事の検査を執行しましたので報告いたします。

工事名	工事								
工事場所	伊丹市 地内								
契 約 工 期	年月日~ 年月日								
完成年月日	年 月 日 検査年月日 年 月 日								
受 注 者 名	現場代理人								
請 負 額	円 前払済額 円								
立 会 人	工事担当課: 主任監督員 総括監督員								
	受注者: 現場代理人 主任(監理)技術者								
出来高歩合	出来高歩合 %								
検査所見	□設計図書のとおり完成していることを認めます。								
	□下記事項の手直しが必要です。								
手直し期限	・・・ 手直し検査は 1.経営企画課で実施 2.工事主管課で実施								
工事成績	点								
1. 1	憂れている 2. やや優れている 3. 普通である								
4. やや劣る 5. 劣る									
その他意見									

工事完成検査結果通知書

(工事担当課長)

様

経営企画課長

印

検査員	職氏名	技術職員	
立会人	職氏名	主任監督員	
	職氏名		
	職氏名		
	現場代理	里人	
	主任(鹽		

工	事	F	名						I	_事		
工	事	場	所	伊丹市			地内					
契	約	エ	期		年	月	日	~ 年	三月	日		
完	成年	10 月	日		年	月	日	検査年月日		年	月	日
受	注	者	名									
請	負	į	額				円	前金払済額				円
出	来高	易步	合			%						
検	査	所	見									
	□ 所定の設計図書のとおり完成していることを認めます。											
	□ 下記事項の手直しが必要です。											
	手直し期限 ・ ・ 手直し検査は1.経営企画課で実施2.工事主管課で実施											
工事	事成績	責		点								_
		1	. 1	憂れている		2. や	や優れ	にている 3.	普通では	ある		
		4	ł. ³	やや劣る		5.劣	る					
その	その他意見											